



総務省
北陸総合通信局



このような思いをお持ちではないでしょうか？

- 法令遵守のためにも、書類の発送を非違なく行いたい。
- 信書に該当するかどうか、いまひとつ見極めが難しい。
- 今は貨物輸送専門だが信書も取り扱えるようにしたい。
信書便事業の許可を受けるにはどうすればよいか？

令和7年2月5日（水）14時00分から、北陸総合通信局 第一会議室（金沢市広坂2-2-60）で、

信書の送達に関する 制度説明会

を開催します。ここで上記●のことがわかります！

参加希望の方は、令和7年2月2日（日）までに電子メールにより、以下の項目を記入の上、お申し込みください。

- ・電子メールの件名に「信書制度説明会参加申込」と記入。
- ・電子メールの本文に、企業・団体名、氏名、連絡用電子メールアドレス、電話番号を記入。
- ・ **申込先電子メールアドレス**

hokuriku-shinsyobin@soumu.go.jp

- ・参加希望者が多数の場合は、調整させていただくことがあります。
- ・参加いただく方には、説明会後にアンケートへのご協力をお願いいたします。
- ・個人情報については、本説明会を開催する目的及び総務省内部でアンケート結果を共有する目的以外には使用しません。また、説明会終了後に破棄します。
- ・本説明会に参加できない場合や開催日よりも早期に説明を受けたい場合は、北陸総合通信局職員の個別訪問等による説明も行っています。
- ・本件の報道発表（報道資料）はこちら ↓

https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/press/2024/pre241118_01.html

・問合せ先：北陸総合通信局

総務部 総務課 信書便監理室 石川県金沢市広坂2-2-60 ☎076-233-4428